

令和2年2月5日

ガス事業法第48条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認について

近畿経済産業局長から、下記11事業者からのガス事業法第48条第1項ただし書の規定による託送供給約款の制定不要の承認申請に関する、同法第177条第1項第10号の規定に基づき行われた委員会への意見聴取について、「ガス事業法等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」（平成12・09・28資第8号。その後の改正を含みます。）における当該承認に係る審査基準に照らし、当委員会として検討を行った結果、当該承認申請について、承認をすべきと考えられるため、別紙のとおり近畿経済産業局長に意見を回答いたしました。

記

- ・丹後瓦斯株式会社（法人番号 8130001043473）
- ・福井市（法人番号 7000020182010）
- ・越前エネライン株式会社（法人番号 9210001013426）
- ・篠山都市ガス株式会社（法人番号 7140001041907）
- ・敦賀ガス株式会社（法人番号 6210001010847）
- ・五条ガス株式会社（法人番号 6150001015464）
- ・株式会社長田野ガスセンター（法人番号 1130001040972）
- ・新宮ガス株式会社（法人番号 5170001011479）
- ・洲本瓦斯株式会社（法人番号 7140001084732）
- ・豊岡エネルギー株式会社（法人番号 1140001056506）
- ・福知山都市ガス株式会社（法人番号 1130001049683）

(別紙)

官 印 省 略
20200203 近畿第 42 号
令和 2 年 2 月 5 日

近畿経済産業局長 殿

電力・ガス取引監視等委員会委員長

託送供給約款制定不要の承認について (回答)

令和 2 年 2 月 3 日付け 20200131 近畿第 1 号により、貴職から当委員会に意見を求められたガス事業法第 48 条第 1 項ただし書の規定による託送供給約款制定不要に係る承認については、承認することに異存ありません。